

## 足立区勤労福祉会館のご利用について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症対策のため、現在、施設の使用について一部制限を設けております。

ご利用者の皆様におかれましてはご不便をお掛けしておりますが、引き続きご協力の程よろしく願いいたします。

緊急事態宣言の発出を受け、勤労福祉会館ではご利用方法を変更しております。

### 1 変更内容および注意事項

#### **各部屋の利用上限人数と利用終了時刻の変更**

##### 変更内容

- ・ すべての部屋の利用上限人数を定員の50%とします。
- ・ すべての部屋での飲食を禁止します。  
（蓋の付いた飲料の持ち込みを除く）
- ・ 施設のご利用は午後8時までとします。  
夜間のご利用分については、一部還付対象者には、ご利用料金を一部還付しております。詳しくはお問い合わせください。

##### 注意事項

- ・ 館内ではマスクを着用してください。  
（運動で使用の場合、運動中以外は必ずマスクを着用してください）
- ・ 部屋の出入り口は原則、常時開放しご利用いただきます。
- ・ 大声での会話はお控えください。
- ・ 利用者名簿を備えることや事前の検温等利用する方全員の体調確認、消毒、換気等、主催者様に求められる施設使用の要件についてはこれまでと変更ありません。

### 2 利用内容変更の適用期間

**令和3年3月7日（日）まで**

※緊急事態宣言の期間延長や早期解除等により変更することがございます。

#### ※その他勤労福祉会館のご利用について

- ・ ご利用の際には、代表者様はご利用者（団体）のなかに体調の悪い方がいない事を事前にご確認のうえ、利用者名簿を作成し1か月程度保管していただきますようご協力をお願いします。
- ・ 手洗いや手指の消毒等、新型コロナウイルス感染防止策へのご協力を引き続きお願いします。
- ・ 新型コロナウイルス感染防止策にご協力いただけない場合や使用要件を逸脱する行為があった場合は、使用の中止、ご退館いただく場合がございます。
- ・ 今後の都内および区内における新型コロナウイルスの感染状況等により、要件の変更や、貸し出し中止とする場合がございます。